

特 別 徴 収 の 取 扱 い に つ い て

村県民税・森林環境税の特別徴収につきましては、平素より格別なる御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和6年度村民税・県民税・森林環境税特別徴収税額通知書等を送付いたしますので、今後なお一層の御協力を賜りますようお願いいたします。

1. 特別徴収について

(1) 特別徴収とは

給与の支払者が毎月給与を支払う際に、本来納税者が納めなければならない村・県民税を12回（6月より翌年5月まで）にわたり給与から差し引いて、納税者にかわって納めていただく制度をいいます。

(2) 特別徴収義務者とは

給与の支払をするもので、村税条例により、特別徴収義務者として指定を受けた事業主をいいます。指定を受けた特別徴収義務者は、定められた期限までに村県民税・森林環境税を納入する義務が生じます。なお、任意に指定取消の申し出や指定拒否はできないことになっています。

(3) 特別徴収される人とは

令和6年1月1日現在鮭川村に住所を有し、令和5年中に給与の支払を受け、かつ令和6年4月1日現在給与の支払を受けている人をいいます。

2. 特別徴収税額の納入について

(1) 納期限について

村県民税・森林環境税の月割額を給与の支払の際徴収した翌月の10日が納期限です。

但し、10日が土日祝日の場合は翌開庁日が納期限となります。

(7月分は8月13日、10月分は11月11日、4月分は5月12日)

(2) 納入期限までに納入しなかった場合

特別徴収義務者が納期限までに特別徴収税額を納入されない場合は、督促手数料及び延滞金を負担していただく場合がありますので、納期内に必ず納入してください。

(3) 納入方法について

納税者より徴収した月割額は、別紙納入書によって下記の金融機関等で納入して下さい。

納入場所

鮭川村役場出納室、もがみ中央農業協同組合各支店、山形銀行各支店、荘内銀行各支店

3. 納税者が退職または転勤等で異動した場合の手続

納税者が退職・転勤・死亡・休職等により、給与の支払を受けなくなったときは、翌月より特別徴収ができなくなりますので、異動があった月の翌月の10日までに「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（後綴）を必ず御提出下さい。

（1）転勤の場合

納税者の勤務先が異動し、異動先の事業所で引き続き特別徴収を希望するときは、旧特別徴収義務者から「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」によって、申し出て下されば引き続き特別徴収の取扱いをいたします。

（2）退職の場合

（a）令和6年6月1日から12月31日までの退職の場合

特別徴収されないこととなった残額（未徴収税額）は、「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」によって普通徴収に変更し、直接納税者へ納税通知書を交付して徴収することになります。ただし、納税者より未徴収税額を一括徴収の申し出があれば、退職等の月の給与又は退職手当より一括徴収できます。

（b）令和7年1月1日から4月30日までの退職の場合

未徴収税額は、退職の月に支払われる最後の給与又は退職手当より必ず一括徴収しなければなりません。
納税者の申し出による普通徴収はできませんので御注意下さい。

（c）給与支払報告書提出後の退職等の場合

本年度村県民税・森林環境税が課税されず特別徴収していない人であっても、令和7年1月31日までに給与支払報告書を提出した人の異動については、「給与支払報告書にかかる給与所得者異動届出書」を必ず御提出下さい。

4. その他

(1) 村県民税・森林環境税税額通知書の交付について

特別徴収関係書類を受け取られましたら、同封の「令和6年度村県民税・森林環境税特別徴収税額通知書」を直ちに納税者に交付して下さい。

(2) 給与所得以外の所得に対する普通徴収の申し出について

給与所得以外の所得がある場合には、原則として給与所得と合算して特別徴収することになっておりますが、納税者が給与以外の所得に係る所得割の全部又は一部を普通徴収に変更して徴収されることを希望される場合は、直ちにその旨を申し出下さい。

(3) 特別徴収税額の変更について

特別徴収税額を通知した後で、所得の更正、諸控除額の変更で特別徴収額が変更される場合があります。鮭川村では、過誤納防止のため新しい納付書を送付しておりません。お手数をお掛けいたしますが、月割額を訂正の上納入下さいますようお願いいたします。

(4) 個人番号（マイナンバー）について

特別徴収額決定通知書（特別徴収義務者用）により提供を受けた個人番号の利用にあたっては、「給与支払報告書作成事務」や「源泉徴収票作成事務」等、番号法に基づく関係事務の範囲で特定し、それを本人に通知、または公表していることが必要であるとともに、その利用目的達成に必要な範囲に限って利用する必要があります

また、法律により、特別徴収義務者は個人番号の取り扱いについて漏えい防止などの必要な安全管理措置を講じる必要がありますので、御留意下さい。

なお、個人番号の収集ができていない従業員については、引き続き個人番号の収集に努めるようお願いいたします。